

會社設立の沿革

シーメンスと古河 獨逸國シーメンス、ウント、ハルスケ（電信、電話の諸機械、電氣醫療器械、電氣時計及各種計量乃至測定器類其他弱電流關係一切機器製作）、並びにシーメンス、シュツケルト（動力及照明用並に電力輸送用の機器其他強電流關係一切の機器製作）、其他シーメンス系各社對古河系會社を主力とする日本側資本家との提携事業として大正十二年八月二十九日設立登記を完了、同年九月一日營業開始、以て今日に至る。

富士（Fusi）の命名はFurukawa と Siemens の兩名を結合せるもの也。

提携の由來 二十數年前古河系が本邦に絶縁線の製作作業を開始せんとするに當り偶々シーメンスとの間に提携の談議ありたるも、成立に至らざりき。然るに歐洲大戰後平和條約に基き、獨逸製品に制限を加へられ且つ諸外國に有する工場を沒收せられたるを以てシーメンス社も戰前東洋に於ける販路恢復の爲め茲に大戰中異常の發達を見たる軍需品製作をまなし得る程度の廣汎なる工場を日本に於て建設するの希望を有せり。一方古河側に在りても從來の電氣材料品の製造に關連し更に進んで一般電機製作事業の意圖ありし爲め、茲に兩者の理想は偶然なる一致を見、平和直後大正八年七月獨逸に於て古河出張員とシーメンス當事者間に先づ折衝開始され引續き交渉の結果大正十年六月及十一年三月の二回に亙る覺書の交換により遂にシーメンス全系統と古河間に親善的提携の協定調印、成立を見るに至れり。

協定の概要

- 一、富士の事業經營に對しシーメンス系各社は其各工場に於ける既往及將來に亙る特許權、技術上の研究、及び、經驗、製造上の機密、特徴等一切の利權を提供して以て之を自由に實施利用せしむること
- 二、帝國及其勢力範圍に於けるシーメンス系各社の營業權は富士に之を繼承せしむること
- 三、シーメンス系各社は富士の必要に應ずる爲最も適當なる技術者を派遣して同社工場に勤務せしめ以て當工場の製作に關し技術上一切の事項に亙り其知識技能を供與せしむ可き義務を負擔すること
- 四、シーメンス系各社は其全機能を利用して富士の必要に應じ隨時半製品及部分品を原價を以て供給す可き義務を負擔すること
- 五、シーメンス系各社は富士との利害關係を共通にするが爲富士の全株中三割に該當する株を引受拂込を爲すこと

「要するに斯の如き協定は獨り本邦に止らず、世界事業界史に特筆し得べき程度の信頼と親善關係を表はしたるものと云ふ可し、是れ財界不振の際敢て當社創立の遂行を見たる所以

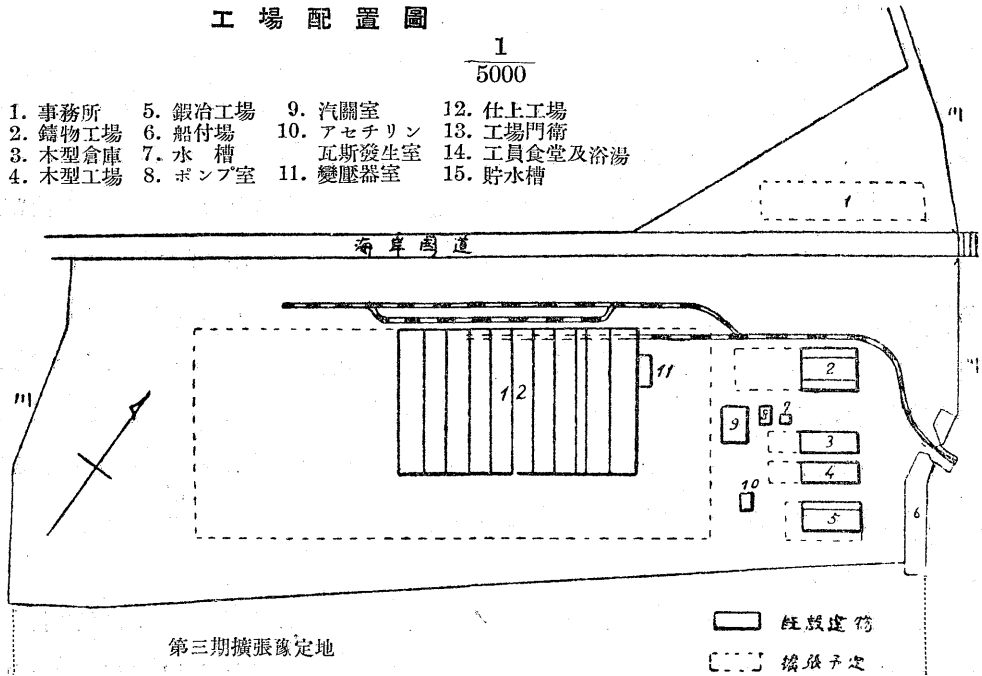
なり。」

第一期工事 當初の計畫は頗る大規模のものなりしが財界の状態と製品の需給關係にかんがみ差し當り現在の第一期計畫を完成せしめ多量生産に非ずんば安價に之を仕上ぐることを得ざる製品に就ては暫くシーメンス社各工場の機能を利用し部分品乃至半製品を供給せしめ近き將來一般需要の趨勢に應じ漸を追て工場の擴張を圖らんとする方針を採れり。従て第一期計畫（圖面實線の示す如し）たる現在設備は其建家面積より見れば甚だ小規模の觀あり、然れども後述するが

工場配置圖

1
5000

- | | | | |
|---------|---------|-----------|-------------|
| 1. 事務所 | 5. 鍛冶工場 | 9. 汽關室 | 12. 仕上工場 |
| 2. 鑄物工場 | 6. 船付場 | 10. アセチリン | 13. 工場門衛 |
| 3. 木型倉庫 | 7. 水槽 | 瓦斯發生室 | 14. 工員食堂及浴湯 |
| 4. 木型工場 | 8. ポンプ室 | 11. 變壓器室 | 15. 貯水槽 |



如く其設備、機械の配置、製作工程其他工場全般に涉りて拂はれたる細心の注意は極度の能率を發揮し得べく、既定計畫たる第二期工事（圖面點線の示す如し）完成後も既存製作、試験其他運搬貯藏等の各系統を何等混亂せしむることなき様注意設計せしものなり。

工場の位置並に交通

位置 川崎海岸、東京横濱の中間の新工業地帯中優秀の地を占め、川崎鶴見各驛より約二十五町東西南は運河を隔てて東京灣埋立地に接し、北部は七間幅の新縣道に面接す。敷地は舊堤防地並上更に三尺以上の盛土を爲し以て完全なる安全地帯ならしめたり。

海運 運河は幅員三十間、水深干潮面下十五尺、満潮時更に五尺三寸を増す。三十分にして横濱港に達す。東京に向ふ海運亦便なり。近き將來京濱運河完成の曉は更に至便安全を加ふ可し。



*本誌に記載されている会社名および製品名は、それぞれの会社が所有する
商標または登録商標である場合があります。